

第1回事業中間報告会 1日目

- | |
|----------------------------------|
| (1) 日 時：令和4年11月22日（木）18:30～20:00 |
| (2) 場 所：十和田市西コミュニティセンター ホール |
| (3) 出席者 |
| 事 業 者：十和田風力開発株式会社（以下 事業者）10名 |
| 環境コンサル：一般財団法人日本気象協会（以下 JWA）3名 |

◆質疑応答について

（住民A）野鳥、鳥に関する仕事をしている。今回の計画地域の環境を考えると、イヌワシやクマタカといった絶滅の恐れのある鳥類が生息している可能性が十分あると思う。今後の調査や、我々市民が生息を確認した場合は計画にどのような影響または配慮がなされるのか。現状の牧場の密度で建設された場合、かなりの確率で被害が出ると思う。地域内に数羽しかいないような鳥類が死んでしまった場合は戻ってくることや回復することは絶望的だ。どのように考えているのか。

→（事業者）イヌワシやクマタカを市民が発見した場合の我々の対応というご質問か。

→（住民A）現在調査中と資料に記載がある。調査の中で見つかった場合の対応も伺いたい。我々市民が撮影した場合があると思う。

→（事業者）その点についてはP2（環境影響評価手続きの進捗について）に記載した通り3シーズンに渡って調査をさせて頂いているので、調査内容について報告させていただく。

→（JWA）ご指摘の希少猛禽類は調査の中でも重点的に調査を継続している。その中で、イヌワシはほとんど飛来がない状況だが、周辺地域でクマタカの生息は確認している。ご指摘の通り我々が持ち得てないようなクマタカの生息情報等、頂戴出来るなら、調査結果としても参考にしたい。1番大事なことは生息状況を計画へ反映することだと考えている。ぜひご協力願いたい。

→（住民A）どのような配慮をするのかを伺いたかった。配慮するだけでは答えになっていない。

→（JWA）調査結果はいろいろあると思うが、特にクマタカ等に関しては、環境省のマニュアルにある通り、営巣地を中心に、その行動の中でも1番重要とされるような生息区域から改変区域を除外する、改変しないといったような生息環境の保全が第一と考えている。

（住民B）2つある。1つはSNSで報告会の様子を流していけないのはどうしてか。何かまずいのか。もう1つ。景観に関してだが、フォトモンタージュのページに”気にならない程度”と書いてあるが、これはあくまで事業者の主観であって、我々の主観ではない。例えば洋服にシミがあっても気になる人がいれば、ならない人もいる。ただ風車の羽根が見える程度というのは事業者側が勝手に決めたものであって、こちら側（一般市民）からするとマウントされているような気がする。事業者側はそうかもしれないが、こちら側（一般市民）は違うかもしれない。きちんと配慮するのであれば、そういうところも議論させてほしい。

→（事業者）SNSにアップしないことに関しては、音声や映像も肖像権ということに関係するので、掲載について今回は控えていただきたい。

→（住民B）できれば報告会を録画して、市民が見ることができるよう事業者で動画をアップしてもらえないか。それが1番わかりやすいのではないか。

→（事業者）当社で動画のアップをするということか。音声や後ろからの撮影にも肖像権が含まれるため、事前に参加者全員の承諾が必要になる。意見としては承る。

→（JWA）モニタージュの中で”気にならない程度”や”輪郭がやっと見える程度”というコメントがあることについてのご質問かと思う。冒頭に事業者が説明した通り、そのコメントは事業者が勝手に述べているわけではなく、[国立国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン]の中に見え方の目安というものが示されている。垂直視野角が1度だと”景観的には気にならない程度”等、ここに書いてある内容をそのまま引用している。

→（住民B）P14の南あずま屋のフォトモニタージュだが、風車が沢山見えるが、主眺望方向と言うが、限られた眺めを見ろというのか。あずまやで、これは限られたところしか見えないという条件か。

→（JWA）先ほどの事業者からの説明に補足する。先ほど紹介した国立公園のガイドラインに景観影響を低減するにはどうしたらいいか、いくつか紹介されている。ガイドラインの中にどのようにしたら影響が低減できるか配慮内容の1つとして、特徴的な稜線、主要な眺望対象を避けることが景観影響を低減する1つの方策であると紹介されていて、事業者はこれに沿って低減策を検討するという説明だった。

（住民C）資料のP17、事業の検討経緯（1）、「奥瀬地区側（奥瀬放牧場）を削除」とあるが、具体的にはどういったものか。奥瀬財産区の土地の中で奥瀬牧野組合が利用している所かなと思っている。具体的に説明してもらいたい。

→（事業者）P19の事業実施区域、真ん中の放牧場の図面を見て、グリーンで示した部分について削除した。ここについては説明があった奥瀬放牧場というところを示した。ここについては先ほど話した通り、観光資源である奥入瀬、十和田、八甲田、住環境へ配慮した。

→（住民C）そちらが言う奥瀬地区は具体的にどこか。図面を見ただけではわからない。

→（事業者）真ん中の図面、北側の部分、緑色の着色をしている部分に今回該当する。先ほど説明したが、住環境から近いところことだが、該当ページ下の方に一部分コメントを入れさせている。崩壊土砂危険区域に該当しているということで青森県から指導されており、対象事業から削除した。

（住民D）資料の南あずま屋のフォトモニタージュの緑のライン（御鼻部山～八甲田）部分だけが対象になっているが、私達は願わくば、八甲田、十和田湖が一望できるところには風車は削除いただきたい。とっても大事な、十和田湖がどこにあるかということが、あまり示されてない。あずま山の方に山が2つ見えているが、これが十和田山。十和田山の下の方と御鼻部山の間にあるのが十和田湖なのだ。南あずま屋から見たときに、本当に感動した。こんなところに風車は建ててもらいたくない、私たちの切実なる願い。緑のラインをもう少し左の方に延長してもらえないか。お願いしたい。

→（JWA）今回のモニタージュの中ではまず1番に御鼻部山から八甲田までの範囲を事業者は検討していた。先ほど、事業者もこの検討の段階はまだ最後ではなく、今後さらに低減を考えていくと説明をしていた。意見を踏まえて検討が進んでいくものと思っている。

→（住民D）ぜひよろしくお願いしたい。

（住民E）青森にとって十和田湖周辺は周遊観光で重要なところだと考えている。景観の保全が非常に

重要だと思うが、令和3年11月10日、去年出された知事意見書で惣辺牧場広場付近展望台を主要な眺望点に、また人と自然との触れ合いの活動の場にと選定するようにと指導がある。遥拝所があるということが、これも文化的価値を深めてということも記載されている。遥拝所は十和田湖だと思うが、先ほど住民Dが言っていたような意見で、十和田湖が主要な主眺望対象に入っていないのはおかしいと思う。そこはぜひ削除してもらいたい。また戸来岳も知事意見書で主要な眺望点に追加するようにとあるが、今回の中間報告で眺望の状況の報告がないので、検討しているかどうか答えてほしい。

→ (JWA) 景観・人触れの調査地点として追加を検討するよう知事意見の中で言われていた。現況調査中で、四季を通じて南あずまや付近がどのように利用されているか調査している。最終の調査段階に入っている。この調査の結果を踏まえ分析をして、今後準備書としての調査地点として加えていくかを検討していきたい。ご意見を踏まえて検討していく。知事意見の中で戸来岳に触れていたが、こちらも知事意見の通り調査を実施している。今回フォトモンタージュをお示しできる点数が限られたため、本日はみなさんに報告できなかったが、調査の上フォトモンタージュを作成して、準備書で報告する予定としている。それからもう1点の遥拝所については、知事意見の中では、遥拝所のあったとされるということで、まだ十分な知見がそろっていないことにも触れられていた。地元の皆様の研究内容を私どもに教えてもらいながら検討しているが、史実についてはこれからも研究が進んでいくところだと思っている。研究の進捗状況を教えてもらいながら、住民Dにいただいた意見の内容を尊重しながら、今後の検討に活かしていくと事業者も考えている。

(住民F) 資料 P4 の設備の検討にて大きなトラックが2台載っているが、車の鼻先から、積んでいる荷物の尻尾まではだいたいどれくらいの長さがあるのか。惣辺までの道路は狭くてカーブがとても多いが、こういうものが通るのか。

→ (事業者) トレーラーだと4mの幅でこういった車両は通行できる。長さについては先ほどの風車外形図でブレード描いてあるように直径117~136、長さとしてはだいたい60mくらいのブレードになる。

→ (住民F) 幅4mあれば大丈夫か。

→ (事業者) 直線で言うとだいたい4mで通れる。ただカーブがある。

→ (住民F) カーブだらけだ。

→ (事業者) ブレードをつかみながら上下左右に動かし、周りに合わせた形で運搬することができる。そのため、拡幅する面積も低減できる。

→ (住民F) 私たちは想像ができない。CGを作って見せてほしい。次回の説明会の時に見せてもらえるとうれしい。

→ (事業者) 承知した。トレーラーについては運転手の方で舵を切るタイプや、後ろの方で舵を切る小回りが利く車種もある。新しい車種も出ているので検討しながら考えていく。

(住民G) P18 計画の進め方・考え方、3. 景観と観光資源についての部分で、” 技術的ガイドラインを参考に専門家や関係機関等の意見を鑑み” という記載がある。関係者、各関係者・関係機関というのは、こういったところにあっていたのか。[自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法]には山稜を跨がない、分断しないという運用方法があるかと思うが、P16の八甲田大岳のフォトモンタージュはと眺望点からの眺望を分断していることになるのでは。

→ (JWA) 今の質問の1点目、関係機関については後程事業者から回答する。2点目の細部解釈は稜線の

分断は細部解釈の中でも稜線すべてということではなく、主要な眺望対象となっている稜線と書かれているので、どこが主要な稜線かということ、みなさんからいただいた意見をもとに、大事な稜線を切らないよう、今後も配慮を続けていくことになるかと思う。

- （事業者）関係機関は基本的に行政と考えており、青森県からは八甲田からの眺望を踏まえた方が良いのではないかと等、意見をいただいている。
- （住民G）八甲田でガイドをしているためかなり眺望に関係しているかと思う。関係機関に留めず広い範囲で意見交換があった方がいいと思う。ガイドラインは国立公園内に対するものだが、国立公園内外問わずに当てはまらないのか。
- （JWA）内外に関わらずという点だが、自然公園法、参考にしてている国立公園のガイドラインは自然公園内に建設する場合に適応されるものである。だから関係ないという意味ではなく、本事業予定地は国立公園の近くで観光にとっても重要な地域であることから、国立公園に関する細部解釈やガイドラインを参考にして検討を進めている状況である。特に景観に関する関係機関は、観光に関わる方々や、観光や景観に意識の高い住民の皆様の意見が大切だと思っているので、今日の意見を参考にさせていただく。また、事業者の方では関係団体と意見交換を重ねているところであるため、そこでいただく意見も参考にしていく。

（住民H）風車が建つこと自体を認めるわけにはいかない。私は建設会社に勤めていた。風力の役目が終わったとき、原状復帰されるのか。基礎は山に残るのか、撤去するのか。想定外の自然災害が起きている。風車が想定外の自然災害で壊れ、会社が倒産したとき、誰がその風車を片付けるのか。基礎だけの問題ではない。岩手県と青森県の県境にある産廃の問題、十和田湖の閉店したホテル等の処分問題がある。これらは税金を使って行っている。倒産したときは地権者が片付けるのか、税金を使って片付けなければならないのか。ここをきちんと答えてほしい。

→（事業者）撤去の基礎の件だが、これから行われるボーリング調査によって、基礎の形状や大きさが設計される。撤去をどこまでするか、設計状況を踏まえながら検討していく。倒産について心配な件、最大限私どもは防ぐけれども、万一倒産した場合は、金融機関が事業を引き継ぐ。金融機関は新たな信用のある事業者を選定し、そこが事業を続行するので心配いらない。

→（住民H）今の答弁では理解できない。本来事業者が変わる場合は、県と国が、市と話し合っ、県民市民に説明するべきである。基礎の形状が分からないから、撤去しないというのはありえない。建設会社にいたからわかる。どんな形状になろうとも、撤去するかしないかをはっきりとした方がいい。

→（事業者）基礎は撤去し、原状復旧する。

→（住民H）撤去すると必ず約束するとするわけだね。

→（事業者）する。

→（住民H）必ずするという約束ですね。それは倒産した場合も同じか。

→（事業者）説明した通り、事業そのものがプロジェクトファイナンスという形で金融機関の審査を受ける。

→（住民H）基礎を撤去すると認識していいですね。倒産したときの話がうやむやになっている。工事が終わり、風車が建った次の日に竜巻や自然災害が起きる可能性がある。この前、経済産業大臣が来て原子力か何かを視察した新聞記事があった。およそ秒速 100m の竜巻が起きて何かが飛んできたとしても壊れ

ないようになっているそうである。(事業者にとっては) 利益も何もない状態で自然災害が起これば倒産に至る場合もあると思う。そういった場合であっても責任を持って片付けますというのが、私達市民には必要だ。

→(事業者) 風車倒壊の可能性について説明する。風車が建ち始めた 20 年頃前は台風で倒れることもあった。風車が広まるにつれ、日本は非常に複雑な台風や強風、乱れた風が吹いていることがわかり、その風にあった認められた風車を建てる形になっている。絶対に倒れないというわけではないが、少なくとも昔の状態とは違って、日本の風、台風をきちんと考えた風車を建てる。

→(住民 H) 答えになっていない。私たちが責任をもって片付けると言ってください。

→(事業者) 風車の撤去については、弊社の場合、想定される撤去費用を試算して、20 年間積立を行う。

→(住民 H) そういう話ではない。やるか、やらないかを聞いている。

→(事業者) 撤去は弊社で行う。事業は残念ながら自己信託で出来上がっている訳ではなく、金融機関からお金を借りて行っている。万一倒産になれば金融機関は自分たちで継承先を探し、事業を引き継ぐ。

→(住民 I) 金融機関を呼んできて。

→(住民 H) 今の質問、きちんとした答えになっていない。今まで青森県は多額の税金を使って処理してきた。倒産して、はい、ごめんなさいって逃げられたら大変なことになる。まずは建たないことが重要であるが、基礎だけの問題ではなく、風車自体が残れば困る。私たちは責任をもって片付けると言ってもらわないと。

→(事業者) 先ほどから申し上げている通り、我々が 20 年間事業をやった暁には責任をもって撤去する。

→(住民 H) それは答えになっていない。20 年間毎日電気を起こして、利益が積み重なって、お金があればの話でしょ。自然災害や倒産など、どんなことがあっても責任をもって片付けるとしてほしい。

→(事業者) 撤去費用については 20 年間、

→(住民 H) そういう問題ではない。20 年後の利益があったことを想定した話をされても困る。倒産して逃げられたら誰が片付けるのか。

→(事業者) 大型の事業という事もあって、銀行は、

→(住民 H) 銀行の話をされても困る。事業者は倒産後の責任はないわけだ。

→(事業者) 銀行の大型融資は、事業者の資格・事業性を相当厳しく見る。だから倒産しないとは言えないが、かなり厳しい審査がある。

→(住民 H) 事業者が倒産しても融資した銀行が全部引き継ぐということか。

→(事業者) そうなことだ。

→(住民 H) わかった。

(住民 J) 1 つ目に、なぜこの場所に風力発電機をもって来ることになったのか。2 つ目、ここが特別な場所だと知っていたか、知らなかったか。東北の国立公園の中で特 A がつくのは毛越寺と松島と十和田奥入瀬の 3 か所しかない。国立公園から少し離れてはいるが、国が定めた特という字が頭につく場所にどうして風力発電機をもってくるのか。特がついた国立公園だと知っていたか。

→(事業者) 資料 P1 の位置図を見てほしい。こちらに十和田八幡平国立公園の範囲を青い斜線で示している。先ほど説明した通り、景観については、細部解釈やガイドラインを参考にしながら検討させていただいている。

- (住民J) そうではなく、ここが特がった場所であると知っていたか、知らなかったか。
- (事業者) 特別な国立公園であることは存じ上げている。
- (住民J) 特別な国立公園であると知っていたという事か。
- (事業者) その通りである。そのうえで検討している。我々は再生可能エネルギーに係る事業者であり、脱炭素化の役割・産業を通じた地域活性化について協力したいと考えている。つぎになぜこの場所で事業を行うということだが、再エネ事業者で、我々から申し上げることではないが、脱炭素についてエネルギーとしての貢献ということ、産業として地域にも貢献できればと考えている。そのうえで話があった通り、地域の皆様が文化や歴史、畜産業、十和田湖・八甲田を中心とした観光業にご尽力されていることは存じ上げている。風況や、東北電力に接続できるか工事に伴う資材運搬の可否等を調査・検討している。設置場所は、惣辺牧場周辺であるため、牧場・観光・景観との共存、地域への寄与を含め検討させていただいている。六ヶ所村の牧場に風車を建てさせてもらった経験もあり、建設による環境負荷を低減し、再生可能エネルギーをもって地域の皆様と共生・地域活性化に向けた貢献ができればと考えている。今後、引き続き意見交換や立ち合いを踏まえ、風力発電と産業を両立できればと考えている。

(住民K) 十和田湖奥入瀬溪流には 300 種類の非常に貴重な苔がある。2013 年に貴重な苔を守るよう国から指定を受けている。よく専門家ヒアリングと聞くと、誰がどのように発言しているのか名前を公表してほしい。

- (JWA) 植物に関する先生からご意見を伺っているが、図書作成上の国のルールで図書には所属機関のみを公表し、具体名は記載しないことになっている。私どもが意見を聞きに行く先生方は非公表であるが、図書の中身を精査する青森県の審査会、経産省の顧問会は有識者の集まり等で構成されている。そういった先生方は名前を公表している。少なくともそういった方々の目が通った形で、これまで、そして今後も図書はチェックされる。

(住民L) 昨今の電気状況はまったなし、そういう観点から見ると、風力発電は必要だと考えている。特に惣辺地区に関しては十和田市がキャンプ場や遊歩道、サイクリングロード等を整備したにもかかわらず誰も来ない状況が続いている。風力が建つ事で、大きな荷物をトラックで運ぶことを鑑みると、すごい道路を活用して、畜産業の振興もっと進んでほしい。惣辺地区にもっと沢山の人が来てくれるのではないかと期待をしている。今後も事業者には十和田市と協力をしてこの地区の観光にも一つ踏み込んでいただきたい。また昨今ニュースで十和田古道について聞いているが、私自身わかっていない部分がある。十和田市、文化財の関係等、関係者と協議して古道の方にも協力を十分してほしい。

(住民A) ここにいる人の質問に答えてから終了することはできないか。

- (事業者) 会場の使用時間と閉館時間、我々の撤去時間があるので理解願いたい。
- (住民A) メール等では答えてくれる認識か。以前質問した時は3か月かかったことがあった。迅速に答えてくれるとこの場で約束できないか。
- (事業者) 調査中であるため、はっきりした回答ができない部分があることは理解いただきたい。来年の7月に準備書の説明会を行う。
- (住民A) 答えになっていない。メールでの質問には答えてくれないのか。

→（事業者）調査中であるという回答が多くなってしまふ。個別または小規模集会等での意見交換を考えている。そういう形で集約して進めるのも大事だと思う。

（住民I）質問したい人がいるため時間を延ばしてほしい。

→（事業者）今回は1時間とさせていただきたい。

→（住民I）では別の日にもう1度開催してくれないか。明日（2日目）に来られない人もいる。

→（事業者）意見として承る。

→（住民I）。20年後に撤去するとあったが、この事業は誰のため何のために行われるのか。我々が納得できるように説明してほしい。惣辺という場所は歴史的にも自然景観も大事な場所。地域の人々を見学会で連れていくこともあるが、みんなが感動する素晴らしい場所だ。風車を建てるのはとんでもないと考えている。20年間我慢すればいいということか。あなた方の利益のために建てるのであれば納得できない。

→（事業者）同様の質問を先程頂いている。その際に行った説明でご理解いただきたい。

→（住民I）「なぜこの場所」ではなく、何のために誰のためにやるのかを聞きたい。なぜあそこに建てなければならないのか。

→（事業者）我々は再エネの事業者である。脱炭素化や地球温暖化、エネルギー課題解決の一翼を担う役割だと思っており、地域産業としても重要だと考えている。

→（住民I）回答になっていない。説明していることが、よくわからない。もう1度説明してほしい。誰のための事業なのか。あなた方のために20年間我慢しろということか。

→（事業者）先ほどから話している通り、民間であるが再エネ事業者としての役割があると思っている。地域のことも考えていかないといけないと考えている。

→（住民A）地域にもメリットがあるという考えか。

→（事業者）地域貢献も大事だと考えている。

→（住民A）十和田市や、青森県にお金が落ちるとということか。お金を払うから建てるのか。

→（事業者）そういう事では無い。ご協力出来ることがあればと考えている。

（住民I）もう1つ質問したい。

→（事業者）閉館の時間がある。理解いただきたい。

→（住民J）理解できない。

→（事業者）色々なご意見あるかと思う。また改めて集会の場を設けてお話ししたい。本日いただいた意見も十分参考にし、準備書と言う形で縦覧・説明会を行う。